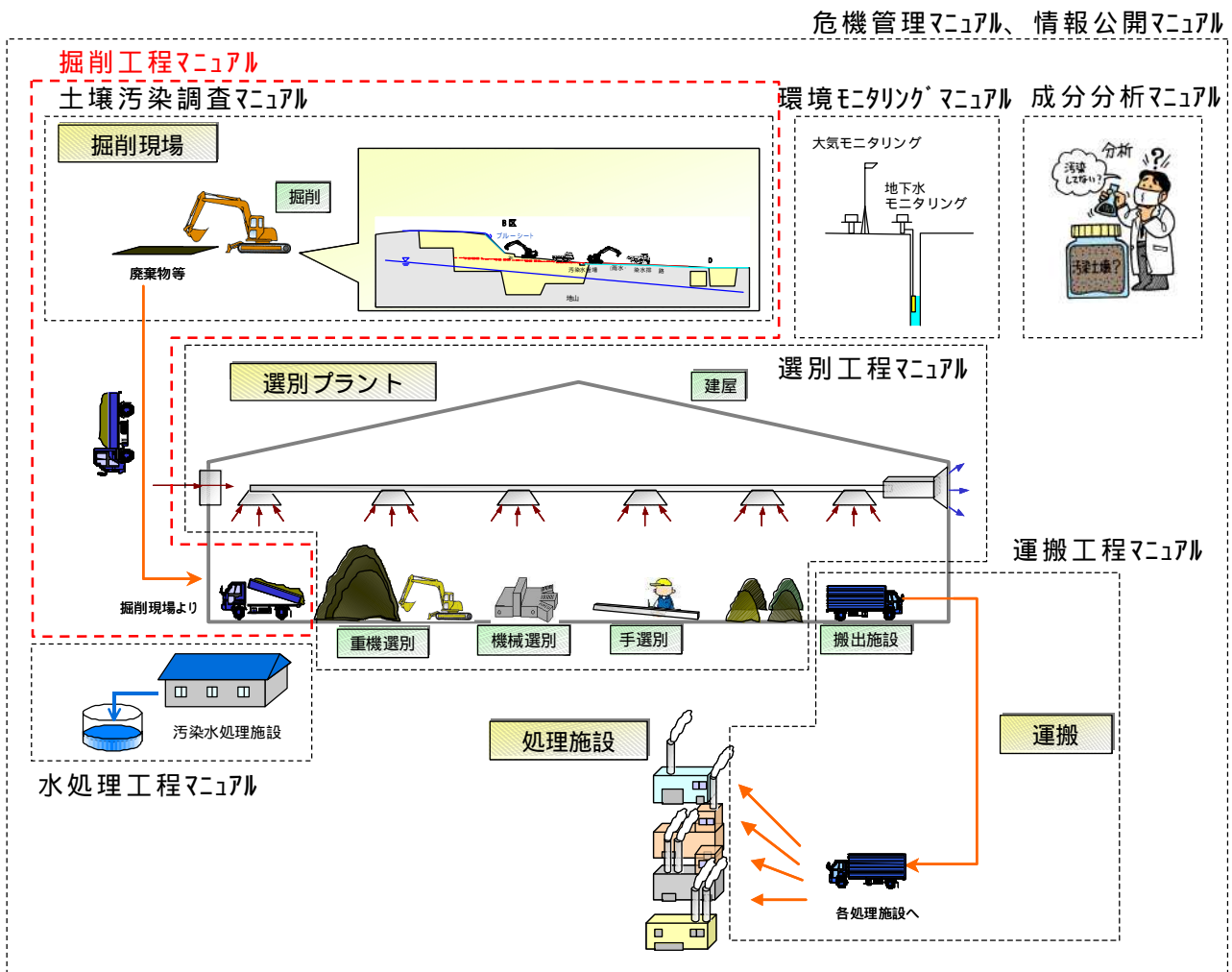


# 掘削（場内運搬を含む）工程マニュアル



## 目 次

1 . 目的	3
2 . 用語の定義	3
3 . 適用範囲	4
4 . 掘削計画の策定及び他工程との調整	4
5 . 作業フロー	5
6 . 使用する機器の性能	6
7 . 掘削のための準備作業	6
8 . キャッピングシートの開放と復元	7
9 . 汚染水の排水	8
10 . 作業中止基準	8
11 . 掘削の優先順位	9
12 . 工区ごとの掘削方法	10
13 . 掘削量の計測	11
14 . 掘削工程に伴う汚染拡散防止	11
15 . 廃棄物等の場内運搬	12
16 . 残土の仮置き	13
17 . 廃棄物掘削完了の判定	13
18 . 廃棄物撤去跡地の措置	14
19 . 労働安全衛生管理	14
20 . 危機管理	16
21 . 記録の保管	16
22 . マニュアルの改廃	16

## 1 . 目的

- 1-1 掘削工程マニュアルは、廃棄物等の撤去に係る掘削・積込み作業工程において、汚染拡散防止と適正かつ安全な作業を行なうために定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける掘削・積込み作業の方法は、廃棄物等の状況が想定外の場合においては必要な見直しを行うものとする。

### 【解説】

- 1-1 掘削作業は、平成 24 年度末までに廃棄物除去、土壌浄化、跡地整形が完了可能な工程で進めなければならないが、併せて、選別・処理工程と連携しかつストック量が適正であること、掘削にともなう地下水、地表水、大気に対する汚染拡散防止及び作業の安全が確保されるものでなければならない。
- このため廃棄物掘削量は通年ベースで 100t～200t / 日を見込んでいるものの、選別・処理工程からの制約により、さらに雨水や汚染水等に係る汚染拡散防止対策を併せて行うために、見込みどおりとならない場合がある。
- 1-2 不法投棄廃棄物の掘削除去作業においては予想外の事態が生じる可能性があり、本マニュアルどおりの作業方法が作業保安上及び汚染拡散防止上不適切な状況下では、一時的な変更を行うものとする。

## 2 . 用語の定義

- 2-1 このマニュアルにおいて「廃棄物等」とは、不法投棄廃棄物およびその近傍の土壌をいう。
- 「覆土」とは、廃棄物直上の土壌をいう。
- 「切土」とは、廃棄物側面の土壌で、廃棄物を撤去するために必要な掘削の対象となる土壌をいう。
- 「混合土」とは、廃棄物が混合した土壌をいい、選別施設に搬入して土壌と廃棄物を分別し、分別後の土壌の分析結果により、保管、処分等を行うものとする。
- 2-2 このマニュアルにおいて「汚染土壌」とは、現地の分析室で実施する簡易分析結果を適用する非汚染土壌の判別基準に適合しない土壌をいう。
- また、「汚染水」とは、廃棄物等と接触したため人の健康に有害な物質を含む恐れのある水をいう。
- 2-3 「指示」と「協議」は以下のとおり定める。
- 指示とは、県及び撤去事業監理者（以下、「監理者」という）が掘削業務受託者（以下、「受託者」という）に対し、廃棄物等の掘削業務に関する方針、計画等を示し実施させることをいう。
- 協議とは、県、監理者、受託者が対等の立場で合議することをいう。

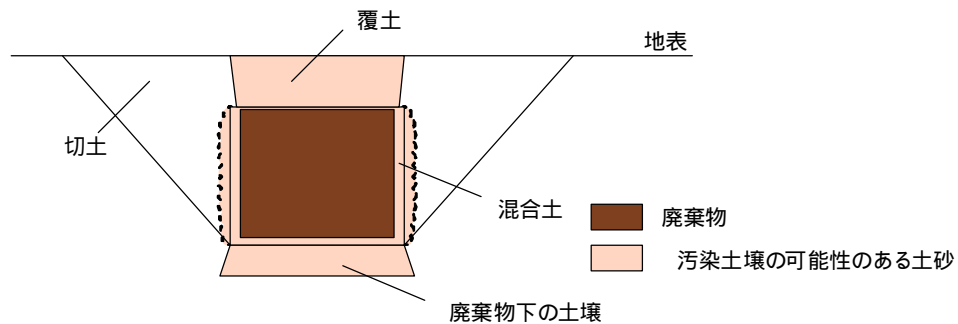


図-1 廃棄物近傍の土壌

### 3. 適用範囲

3-1 掘削工程マニュアルは、廃棄物等の掘削～場内運搬等の一連の作業及び掘削に伴う汚染拡散の防止対策に適用する。

#### 【解説】

本マニュアルの適用範囲は、以下のとおりとする。

- 掘削のための測量等準備作業
- キャッピングシートの開放・復元
- 掘削作業及び掘削エリアの雨水処理
- 掘削作業に伴う汚染水の誘導、集約
- 掘削エリアから選別施設内ストックヤードまでの積込み・運搬・荷下し
- 掘削エリアから土砂仮置場までの積込み・運搬・荷下し
- 工区内通路及び併設する排水溝の仮設
- 土砂仮置場における均し及び汚染土壌に対するキャッピング
- 埋め戻し（指定工区）

### 4. 掘削計画の策定及び他工程との調整

4-1 監理者は、月単位、週単位、日単位の掘削計画を作成し、受託者は計画に従って掘削作業を行うこととする。

4-2 掘削計画は、廃棄物の選別計画と整合するものであることとする。

#### 【解説】

4-1 月計画は前月末に、週計画は前週末に、日計画は前日末にそれぞれ作成し、受託者に指示を行うものとする。

5 . 作業フロー

5-1 廃棄物等の掘削に係る一連の作業及び汚染拡散防止対策は作業フローに従い実施する。

【解説】

5-1-1 掘削作業の基本的な手順（フロー）は図-1のとおりとする。

5-1-2 汚染土壌浄化方法は、土壌汚染状況及び浄化実施時の浄化技術を勘案して決定する。

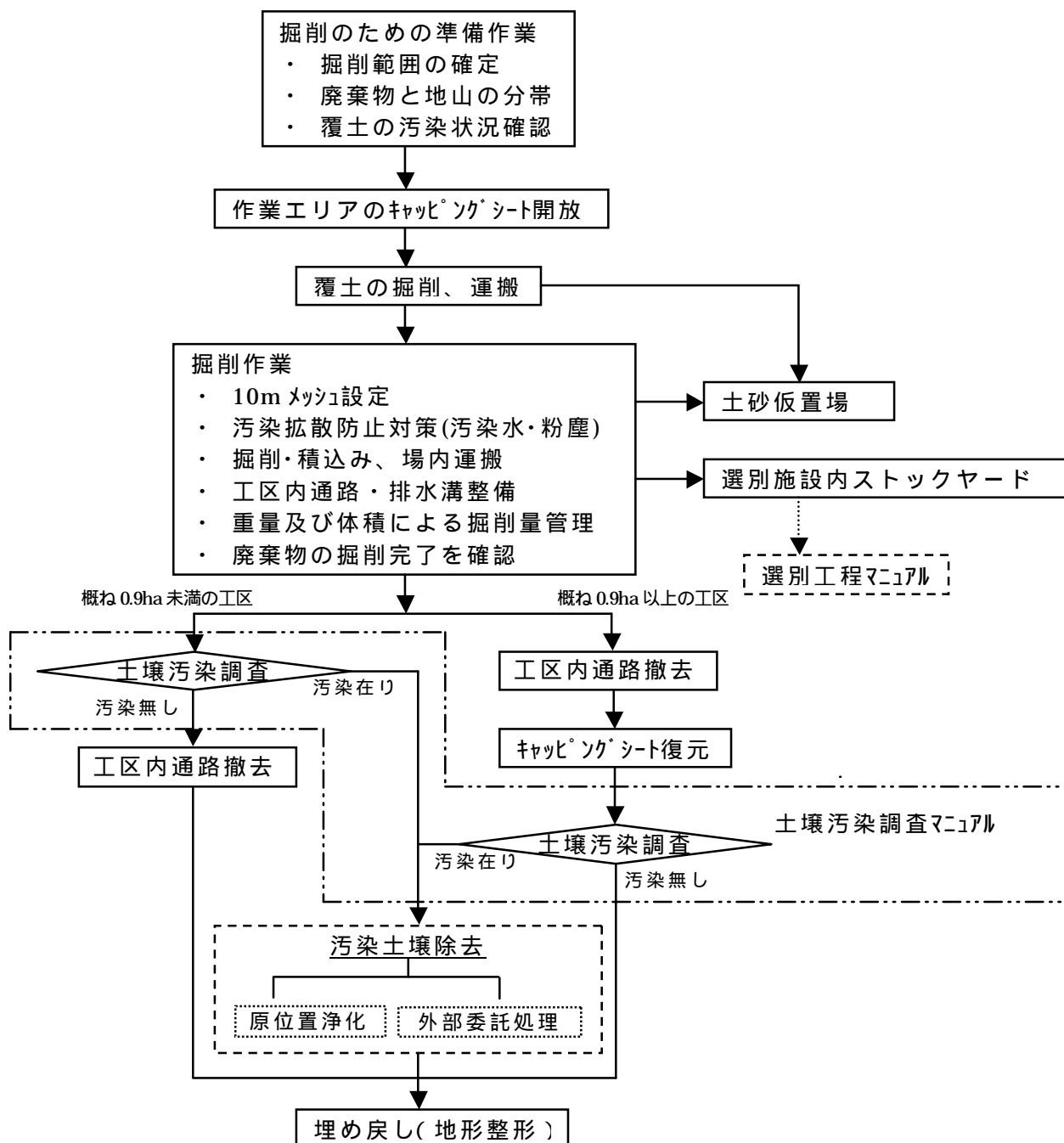


図-1 工区内掘削工程の基本フロー

## 6. 使用する機器の性能

- 6-1 掘削、積込み、場内運搬に使用する重機等は、一連の作業が安全かつ効率的に実施可能なものを選定するものとする。
- 6-2 掘削量の管理は、トラックスケールによる重量計測、平面直角座標及び標高による容積計測で行う。

### 【解説】

- 6-1-1 1日の掘削量は100t～200t（約100～200 m<sup>3</sup>）とする。
- 6-1-2 廃棄物等の運搬は、工区内通路はクローラキャリアを使用し、場内通路はダンプトラックを使用するものとする。
- 6-2 測定は3次元レーザ計測などによるものとする。

## 7. 掘削のための準備作業

- 7-1 廃棄物等の掘削を行なう前に、掘削範囲の確定を行う。
- 7-2 廃棄物等の掘削を行なう前に、廃棄物と地山の境界識別を行う。
- 7-3 廃棄物等の掘削を行なう前に、覆土の汚染状況の確認を行う。

### 【解説】

- 7-1-1 掘削対象とする工区は監理者の指示により決定する。
- 7-1-2 掘削範囲はトレンチ調査結果に基づく廃棄物埋設位置平面図及び断面図を基に確定するものとし、その際地山の掘削法面勾配は1:1.5を原則とする。
- 7-1-3 掘削範囲内には所定の座標で区画される10mメッシュを設定し、10mメッシュ毎に掘削を行うものとする。
- メッシュの掘削順序は監理者との協議により決定する。

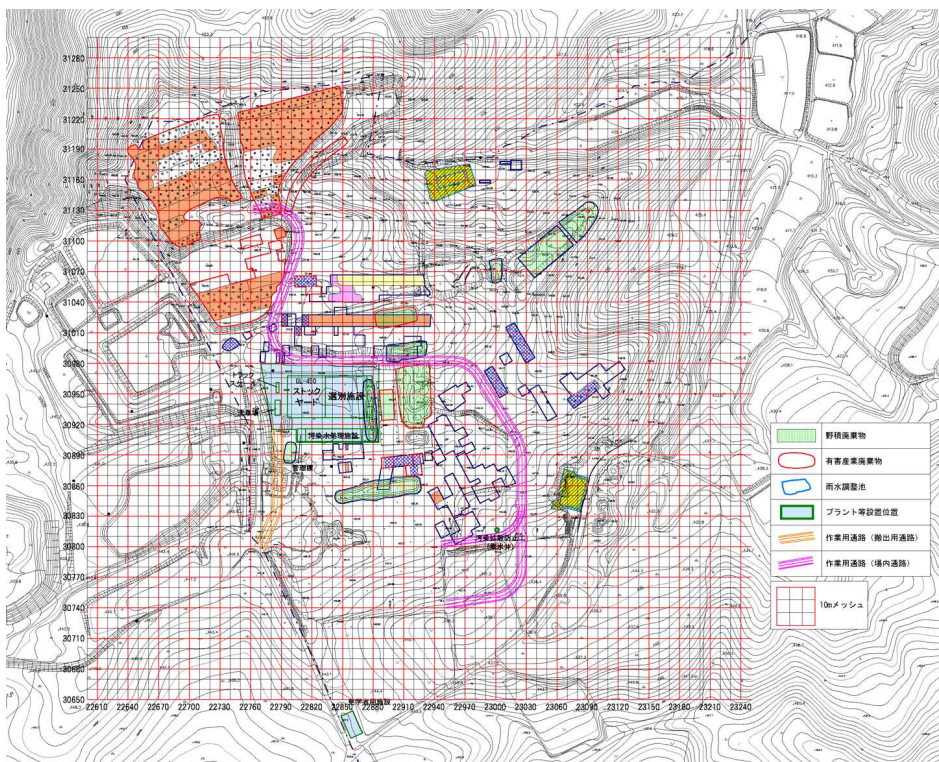


図-2 10mメッシュ図

- 7-2-1 キャッピングシートは雨水浸透防止の観点から、指示される掘削手順に基づき 0.09ha～0.2ha 毎に開放し、廃棄物と地山の境界を見極めるものとする。
- 7-2-2 掘削により確認した廃棄物・地山境界と予想とが明らかに違っている場合は、確認した境界位置、境界の延長方向を基に、平面図を修正するものとする。
- 7-3 覆土(土砂)は、汚染状況調査結果に基づき監理者が指示する土砂仮置場(非汚染土壌用又は汚染土壌用)に運搬する。

## 8. キャッピングシートの開放と復元

- 8-1 雨水浸透防止のために敷設したキャッピングシートは、掘削作業の進捗に見合った面積を開放し、作業終了または大雨の際は再びキャッピングすることが必要である。そのため、キャッピングシート開放・復元の単位面積を定めて適切に対応するものとする。
- 8-2 キャッピング開放中の降雨・降雪が汚染地下水の原因となることが無いよう、作業休止時、一日の作業終了時及び掘削・搬出等作業に要しない開放部分は遮水性を有するシートで仮キャッピングを行なうものとする。
- 8-3 仮キャッピングシート上の雨水は工区内通路に沿って仮設する雨水排水路に導き排水する。

### 【解説】

- 8-1 掘削作業の進捗に見合ったキャッピングシート開放面を、当面の掘削作業のために開放する最大面積である 作業エリアと、キャッピング復元単位面積である 管理エリアとに区分する。

作業エリアは 30m 格子ブロック程度とする。

管理エリアは隣接する掘削範囲(作業エリア)の作業当初の重機動線を確認し、掘削が終了した範囲についてキャッピング開放以前と同様に雨水浸透防止機能を復元する単位とする。

管理エリアは、非開放キャッピングシート上の雨水が開放部に流入することのないよう、地形を考慮して設定することとする。

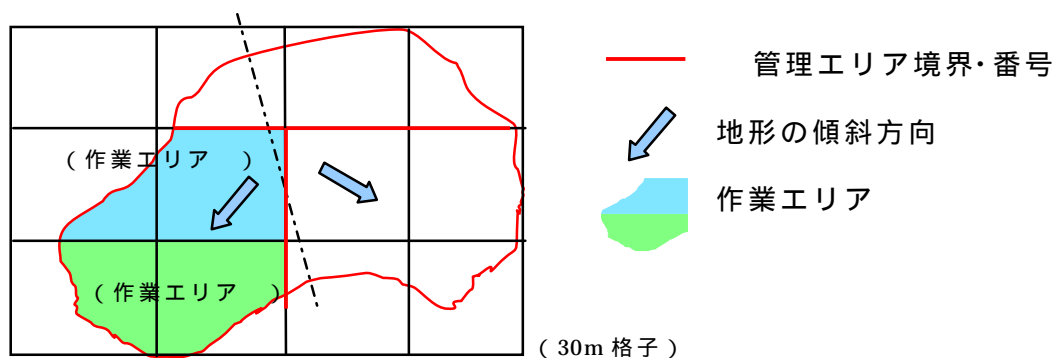


図-3 キャッピングシート開放面積の考え方



8-2 復元したキャッピングシート上及び仮キャッピングシート上の雨水は図-4に示す方法などにより、排水路（フリーム）に導く。

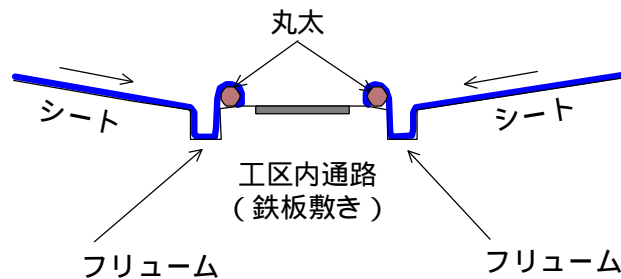


図-4 工区内通路と雨水排水模式図

## 9. 汚染水の排水

- 9-1 管理エリア内の汚染水は、管理エリアごとに設ける釜場に集水したものを揚水ポンプにて汚染水排水路又は汚染水貯留槽に誘導するものとする。
- 9-2 一工区内の釜場を最も集水し易い位置に設置する場合には、管理エリアごとに設置する必要はない。
- 9-3 作業中止時には工区内通路も遮水性を有するシートで覆うことにより、汚染水の発生を防止する。

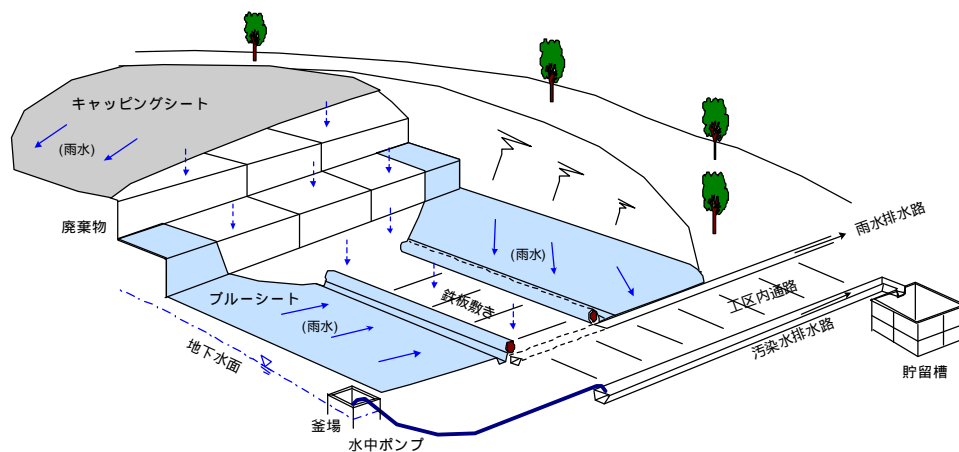


図-5 掘削作業現場の汚染水排水概念図

## 10. 作業中止基準

- 10-1 掘削作業は日降雨量 30mm 以上の荒天下では作業中止とする。
- 10-2 作業中止の発令は、監理者から受託者に対して行なう。
- 10-3 作業中止が発令された際、受託者は掘削面の仮キャッピングを速やかに実施し、雨水が掘削面に浸透することを防止するものとする。



【解説】

- 10-1 監理者は、気象観測機関より最新の気象予報を入手すると共に、現地で観測する降水量等の経過を監視し、速やかに作業中止の判断を行なうものとする。
- 10-2-1 作業中止基準は降雨の浸透による汚染拡散防止の観点から定めるものであり、強風時などに受託者が作業の安全確保のため作業中止を決定することを妨げるものではない。
- 10-2-2 強風注意報・警報が発令された場合（青森県内陸部）、監理者は受託者に注意を喚起するものとする。
- 10-2-3 監理者は、作業中止命令の事前及び事後に県担当者に報告するものとする。
- 10-3 仮キャッピング上の雨水は工区内通路に沿って仮設する雨水排水路に導き排水する。

11. 掘削の優先順位

- 11-1 撤去は、野積み廃棄物 優先的に撤去すべき有害産業廃棄物（A区、B区、D区、F区の一部） その他の工区の順序で実施することを原則とする。
- 11-2 廃棄物選別・処理上の必要性がある場合にはスポット的な掘削を加味する。
- 11-3 掘削箇所は、県と監理者が協議し、受託者に指示する。

【解説】

- 11-1 掘削の順序を図-6に示す。

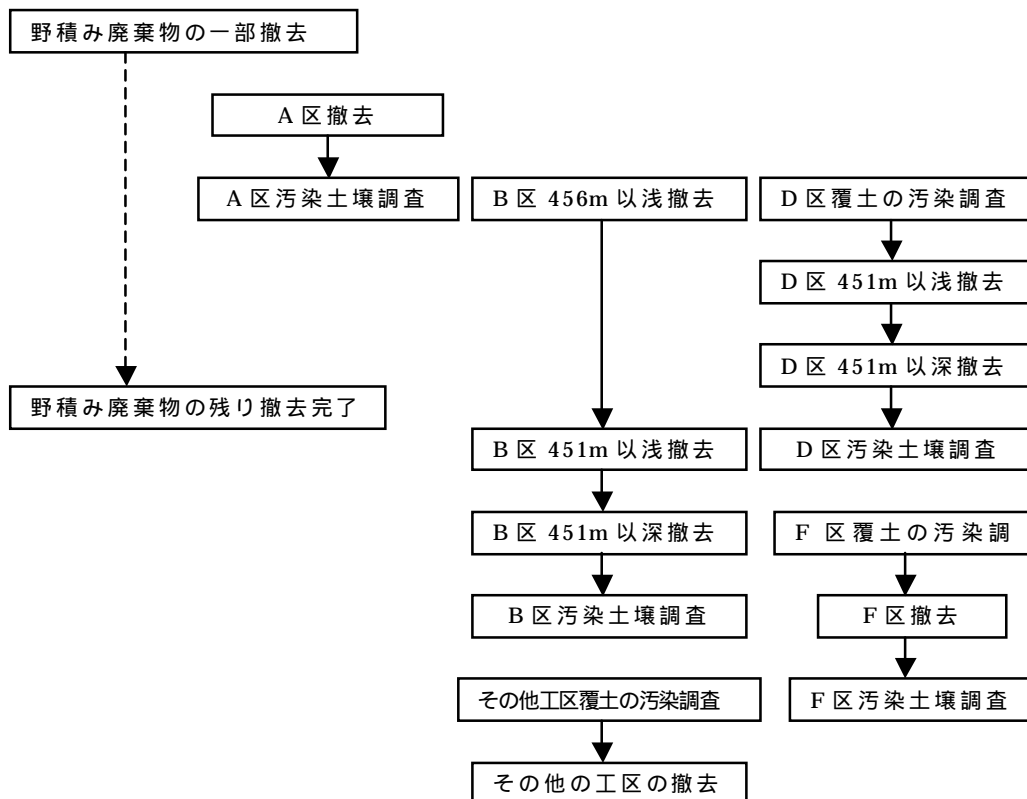


図-6 主要工区の撤去順序

## 12. 工区ごとの掘削方法

- 12-1 掘削にあたっては、作業エリアの雨水及び廃棄物等表面流出水が自然流下により、調整池又は水処理施設へ排水されるよう、工区分けを行うものとする。工区分けの考え方を巻末に示す。
- 12-2 掘削は、監理者と受託者が協議して決定する 10m×10m メッシュごとに厚さ 2m を単位とし、順次実施する。
- 12-3 掘削に伴い生じる法面の勾配は、切土高さが 2m を超える場合は、廃棄物等については 1:2.0 を、地山については 1:1.5 を基本とする。
- 12-4 掘削に際しては、復元及び仮キャッピング上の雨水が自然流下により雨水排水路に流入するよう、掘削面に排水に適した傾斜を持たせるものとする。
- 12-5 掘削した廃棄物等は不整地運搬車により搬出し、ダンプトラックに移し変えたのち、場内通路を通過してストックヤード又は土砂仮置場に運搬するものとする。
- 12-6 掘削した廃棄物等は、廃棄物、汚染土砂、非汚染土砂に分別して所定のストックヤード又は土砂仮置場に搬出する。  
搬出先は、監理者の指示によるものとする。
- 12-7 廃棄物掘削中に「概ね人頭大以上の石類」、「大物鉄・ワヤロ-プ類」、「長尺物」、「廃プラ類」、「シート・魚網」が出現した場合は、これらを取り置き、選別施設内ストックヤード内の監理者が指定する場所へ運搬することとする。
- 12-8 掘削中に「ドラム缶」、「想定外の廃棄物」、「ラベル等が付いた廃棄物」が確認された場合は掘削を中止し、応急処置を施したのち、速やかに監理者に報告するものとする。

## 【解説】

- 12-3 切土法面の勾配は法高により表-1 に示す値を標準とするが、対象地においては切土高が 10m 以上となる工区もあることから、1:1.5 を基本とし、法高、土質状況により適宜低減できるものとする。
- 12-4 作業エリア及び管理エリア内の雨水排水は遮水性を有するシートに依るものとし、図-7 のようにして雨水排水路に導く。

表-1 切土に対する標準法面勾配(抜粋)

地山の土質		切土高	勾配
軟岩			1:0.5 ~ 1:1.2
砂質土	密実なもの	5m 以下	1:0.8 ~ 1:1.0
		5 ~ 10m	1:1.0 ~ 1:1.2
	密実でないもの	5m 以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		5 ~ 10m	1:1.2 ~ 1:1.5
粘性土	ロームなど	10m 以下	1:0.8 ~ 1:1.2

出典；道路土工-のり面工.斜面安定工指針

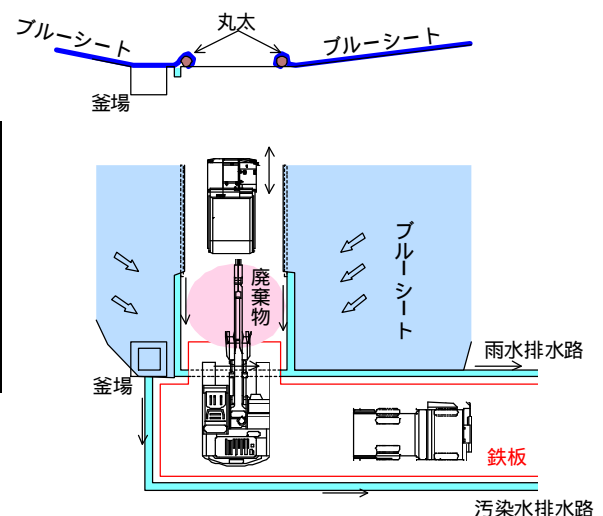


図-7 作業エリア及び管理エリア内の雨水排水

12-5 廃棄物等及び掘削土砂の総量は表-2のとおり推計される。

表-2 掘削の対象となる廃棄物及び土砂の総量

分類	容積(万 m <sup>3</sup> )	重量(万 t)
廃棄物*	20.48	18.8
廃棄物下の汚染土壌	8.82	8.38
覆土及び切土	10.1	

\*注意；野積み廃棄物を含む数量

12-6 掘削する廃棄物等は、覆土、廃棄物、混合土、地山切土及び廃棄物直下の土砂からなり、このうち土砂類については、廃棄物の混入状況、汚染の有無に応じて、それぞれの場所に仮置きしなければならない。

### 13. 掘削量の計測

- 13-1 掘削した廃棄物等は容積及び重量を計測する。
- 13-2 容積は、10m<sup>2</sup>以内の定点(9点以上/100m<sup>2</sup>)の高さを計測して求めることを基本とする。
- 13-3 重量は、廃棄物を選別施設内のストックヤードに搬入する都度、トラックスケールで計測する。
- 13-4 掘削量管理のため監理者が行なう廃棄物の密度測定に、受託者は協力しなければならない。

#### 【解説】

- 13-2 容積の計測は三次元位置情報としてデジタル化し、計測結果は直ちに監理者に報告しなければならない。
- 13-3 トラックスケールによる計量手順は、別途定めるマニュアルに拠らなければならない。
- 13-4 廃棄物の密度測定は、作業エリア及び廃棄物の種類が異なるごとに、水置換法により行なう。

### 14. 掘削工程に伴う汚染拡散防止

- 14-1 掘削に伴う汚染拡散要因として、雨水浸透、汚染水オーバーフロー、積込み・荷降ろし時の飛散、運搬中の荷こぼれ、有害ガスによる大気汚染が考えられる。
- 14-2 雨水浸透、汚染地下水オーバーフロー防止については、8. キャッピングシートの開放と復元、9. 汚染水の排水を遵守しなければならない。
- 14-3 積込み・荷降ろし時の飛散は、防塵ネット又は散水により防止する。
- 14-4 運搬中の荷こぼれ防止のため、場内運搬の際にダンプトラックの荷台はシート等で覆わなければならない。  
また、含水の高い廃棄物については十分水切りをした後にダンプトラックに積込むものとする。
- 14-5 掘削中に刺激的な臭気を感知した場合は直ちに埋め戻し、現場から退避するとともに、監理者の指示を待つものとする。

【解説】

- 14-3-1 防塵ネットの概念を図-8に示す。防塵ネットは、廃棄物等の積込み、荷降しに使用する重機の作業半径を十分にカバーする高さ、幅を有するものを、原則として風下側に設置する。
- 14-3-2 散水を行う場合は、中水(雨水)を用いるものとする。

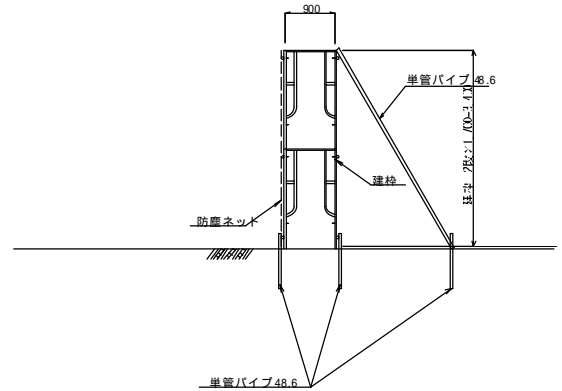


図-8 防塵ネットの概念図

15. 廃棄物等の場内運搬

- 15-1 掘削した廃棄物等をストックヤード又は土砂仮置場へ運搬するダンプトラックは、場内通路を走行するものとする。
- 15-2 運搬中および荷降しまでの汚染拡散防止は、受託者の責務とする。

【解説】

- 15-1 場内通路を図-9に示す。場内通路のうちB区から選別施設の区間は撤去工事の進捗に伴い、付け替えがあることに注意する必要がある。

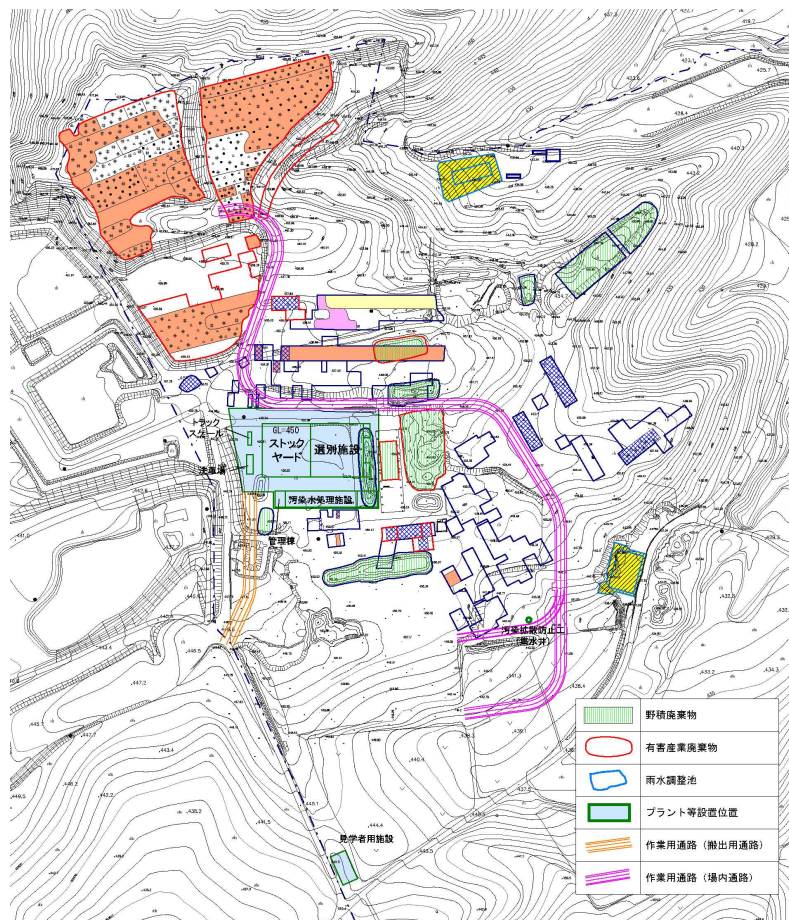


図-9 場内通路図

## 16. 残土の仮置き

- 16-1 廃棄物の撤去に伴い発生する土壌は、監理者が行う汚染土壌と非汚染土壌の判定結果に基づき、それぞれの土砂仮置場に仮置きする。
- 16-2 土砂仮置場の標準断面を図-10に示す。
- 16-3 汚染土壌の仮置きの際は、仮置き中の雨水浸透および汚染水浸出防止のため遮水シートで包み込む必要があることから、別途定める「土砂仮置場における汚染土壌の取扱いマニュアル」を遵守しなければならない。

## 【解説】

- 16-1 汚染土砂仮置場では、土壌の飛散又は浸出水による汚染拡散を防止するため、汚染土壌を遮水シートで包み込む必要がある。  
そのための作業標準を「土砂仮置場における汚染土壌の取扱いマニュアル」に定める。
- 16-2 仮置きする非汚染土壌は、表面に種子吹きつけ等の侵食対策を行わないため、法面勾配を1:2.0とする。  
また、安全を確保するために5mごとに小段を設け、小段幅は2mとする。

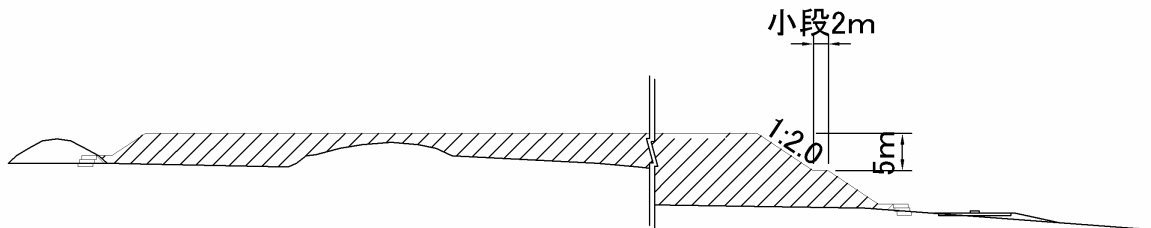


図-10 土砂仮置場標準断面図

## 17. 廃棄物掘削完了の判定

- 17-1 廃棄物の掘削完了の判定は、掘削後の新たな地表面下に廃棄物または混合土が存在しないことを、17-2に定める手法で確認することにより行う。
- 17-2 廃棄物掘削完了の確認は、掘削後の新たな地表面で深さ1.5mまでの土壌断面の観察または土壌を採取し目視により判定し、監理者の検査を受けるものとする。  
バックホウによる掘削断面の観察は5m格子の中央で、検土杖などにより採取する土壌の目視判定は2.5m格子の中央で行うものとする。

## 【解説】

- 17-1 廃棄物は全量撤去を原則とするものの、汚染土壌の浄化は撤去と原位置浄化の何れの方法によるか未定である。このため、廃棄物の掘削完了を明確に行っておく必要がある。
- 17-2-1 掘削完了の判定は、土質断面の観察によることが望ましく、これができない場合はピンポイントから土壌試料を採取し、廃棄物の混在が無いことを目で見て確認する。
- 17-2-2 掘削完了の判定記録〔写真を含む〕は本事業の終了まで保管する。

## 18. 廃棄物撤去跡地の措置

- 18-1 廃棄物撤去跡は、土壤汚染状況調査の後速やかに再キャッピングを行うことを原則とする。
- 18-2 再キャッピング後の雨水排水を自然流下により行うことが困難な工区においては、協議をおこない適切な措置を決定するものとする。
- 18-3 土壤汚染状況調査の結果、汚染土壌が存在しないことが確認され、県と監理者の協議により埋め戻しが妥当と判断された場合は、これを受託者に指示する。

## 【解説】

- 18-1 廃棄物撤去跡では、図-1に示すとおり土壤汚染状況調査を直ちに実施するものとし、これが困難な場合は再キャッピングを行い、その後に調査を実施する。
- 18-2 ここにいう措置は以下から選定する。
- ポンプ排水
  - 自然流下が可能な暗渠敷設
  - 一時埋め戻し（キャッピングシート上）
  - 汚染土壌撤去および埋め戻し
- 18-3 埋め戻しを行う場合は、工区ごとに埋め戻しの根拠となるデータ及び現場記録写真を取りまとめて保存する。

## 19. 労働安全衛生管理

- 19-1 掘削現場、場内通路、選別施設及び土砂仮置き場は関係作業員以外の立ち入りを制限する（立ち入り制限区域）。
- 19-2 掘削現場、場内通路、選別施設及び土砂仮置き場においての喫煙は禁止することとし、受託者はその旨を当該作業場の見やすい箇所に表示するものとする。
- 19-3 19-1に規定する立ち入り制限区域内で作業する作業員は定められた個人用保護具を着用することとし、作業休憩時、終了時に立ち入り制限区域から外部に出る際は、指定する除染室において着替え、洗顔・手洗い等を行うものとする。
- 19-4 掘削場所および土砂仮置き場の法面は、地山掘削作業主任者が始業前に点検を行い、異常が認められた場合は作業開始を保留し、監理者に速やかに報告し指示を仰がなければならない。
- また、異常の有無に関わらず点検記録を作成し監理者に提出するものとする。
- 19-5 掘削現場では、作業主任者が朝夕および適宜、作業環境測定を行い、異常が認められた場合は作業を中断し、監理者に速やかに報告し指示を仰がなければならない。
- また、毎回の測定値は記録を作成し監理者に提出するものとする。
- 19-6 掘削業務受託者は、毎朝作業前に全作業員を集めて当日の作業内容、作業手順、予想される危険、異常時の対応を周知し、保護具着用の点検を行うものとする。

## 【解説】

- 19-1 立ち入り制限の設定は、労働安全衛生規則第585条第6号（有害物を取り扱う場所）及び特定化学物質等障害予防規則第24条を準用する。

立ち入り制限区域は、その旨を見やすい場所に表示しなければならない。

19-3-1 個人用保護具の着用は、労働安全衛生規則第 593 条（受託者の保護具備え付け義務）及び第 597 条（労働者の保護具使用義務）及び特定化学物質等障害予防規則第 43 条～第 45 条を準用する。

19-3-2 下記のことを装着する。

長袖の作業衣

ヘルメット

作業用手袋

安全靴

防塵マスク（防毒マスクを携行すること）

視認用ベスト

そのほか、作業の種類により、保護メガネ、耳栓等を装着する。

19-5-1 有機ガス濃度の測定は検知管による簡易分析法を標準とし、分析項目はテトラクロロエチレン、ベンゼンとする。評価は「作業環境評価基準」（昭和 63 年 9 月、労働省告示第 79 号・別表）を準用する。

19-5-2 作業環境測定は労働安全衛生法施行令第 21 条第 10 号（別表に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものを行う屋内作業場）を準用する。

19-5-3 作業環境測定記録は、常時作業労働者が従事することになった日から最長 30 年間保存する（特定化学物質等障害予防規則第 38 条 4）。



## 20. 危機管理

20-1 受託者は、監理者及び関係者と協議のうえ、受託業務における危機事象に対応するため、危機発生に備えた危機意識の向上や組織・体制の整備、予防措置、発生時の緊急対応、事後対応などをまとめた「危機対応手順書」を整備し、県に提出することとする。

「危機対応手順書」の構成例は、「危機管理マニュアル」別紙-2のとおりとする。

## 【解説】

20-1 掘削工程においては、現時点で表-3に示す不測の事態が想定されることから、受託者は事前対策、緊急対策、事後対策を規定する「危機対応手順書」を整備するものとする。

表-3 掘削工程において現時点で想定される不測の事態

想定される事態	想定される事象	予防措置	応急処置
重機との接触事故	掘削、積込み・荷降し、場内運搬に用いる重機と人、重機同士の接触。	作業エリアの区分と明示。事前打合せの徹底。	救助。
転落事故	法面等高所からの転落	高所作業における安全帯着用義務の徹底	救助。
土砂災害	法面の崩壊	法面の巡視。異常発見時の避難。安定勾配の確保。	救助。 二次災害防止。
気象災害	キャビングシートの開放・復元時の強風による煽られ。落雷。	強風及び異常気象時に備えた作業手順。予報に基づく中止指示とその遵守。	救助。 二次災害防止。
有害ガス発生	埋立てドラム缶の破損等	ドラム缶発掘時の作業中断。環境測定による予知	避難。 埋戻し等の応急措置。
地下水汚染拡散	地下水の異常な上昇 埋立てドラム缶の破損等	雨水の浸透防止。 排水溝の巡視。 破損ドラム缶収納容器の準備。	地下水揚水処理。 破損ドラム缶の除去。
山林火災	春先の異常乾燥。 タバコ火等の不始末。	喫煙個所の特定。	初期消火。 避難。

## 21. 記録の保管

21-1 本マニュアルで指定した記録（掘削量、法面点検結果、有機ガス濃度測定結果、各種写真記録など）は本事業完了まで電子媒体等により保存すること。

但し、特定化学物質等障害予防規則ほか法令で定めるものはこれによるものとする。

## 22. マニュアルの改廃

22-1 本マニュアルは、原状回復対策協議会、県、監理者、または受託者等の発議により、改廃に関する協議ができるものとする。